

2024年8月21日

各 位

会 社 名 サ イ ジ ニ ア 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 山﨑 徳之 (コード番号:6031 東証グロース) 問合せ先 代表取締役会長 兼 COO 吉井 伸一郎 (TEL.050-5840-3147)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を 2024 年 9 月 27 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

#### (1) 商号の変更

当社グループの事業の大半を占めるZETAをブランディングの中心に据え、商号及び目的の変更を内容とする定款の一部変更を行います。

#### (2)決算期の変更

当社グループは、現在主要な完全子会社であるZETA株式会社(以下「ZETA」という)の収益が大半を占めていますが、ZETAの収益の季節要因として第4四半期の偏重度合いが大変に高いというものがあります。

これにより、投資家の方々より、第3四半期までの当社グループの決算をご覧になったとき、当社グループの通期の決算の状況の予想が難しいという懸念を頂くことがあります。

また、決算期と売上の集中のタイミングが重複していることにより、期末における業務量の集中の度合いが高く、当社グループ内の各部署における負担が大きいという問題が顕在化してきております。

こうした状況を改善すべく、当社の決算期を12月末日に変更することにより、収益の偏重が上半期になり、また、売上の集中するタイミングと決算のタイミングを別とすることにより当社内の業務負担の軽減を図ることを目的として、本変更を決定いたしました。

#### (3) 監査役の員数の変更

監査機能の強化およびコーポレートガバナンスの強化のため、現行定款第32条(員数)に 定める監査役の員数を、4名以内から6名以内に変更するものであります。

### (4)目的及び決議の方法の変更

より実態に即した目的及び決議方法とするために、文言を修正するものです。

# 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
<ul><li>(商号)</li><li>第1条 当会社は、サイジニア株式会社と称し、英文ではScigineer Inc.と表示する。</li><li>(目的)</li></ul>	(商号) 第1条 当会社は、 <u>ZETA株式会社</u> と称し、英文で は <u>ZETA INC.</u> と表示する。 (目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
_(新設)_	1. 電気通信事業および情報通信システムの企画、 開発、設計及び運用
(新設)_	4. 前各号に関するシステムの開発・販売・保守、 技術サービス及びコンサルティング
1. コンピュータシステムの研究、企画、開発、販売及び保守 <u>に関する業務</u>	5. コンピュータ・ソフトウェアの研究、企画、開発、販売 <u>輸出入、保守</u> ライセンスの供与
2. コンピュータシステムの機器の販売、保守 <u>に関する業務</u>	6. コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ、開発、販売、輸出入、保守、設置、保有、管理及び賃貸
(新設)_	7. コンピュータ・ネットワークに関するコンサル <u>ティング</u>
(新設)_	10. 通信販売業
3. 労働者派遣事業法に基づく一般、特定労働者派 <u>遣事業及び</u> 有料職業紹介事業 (分割)	15. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
4. 情報処理に関する業務	
5. 各種マーケティング業務	9. 各種マーケティング業務
6. インターネットでの広告業務	8. インターネット広告システムの企画、開発、運 用及び広告の販売、情報の提供
7. データベースシステムの企画、開発、販売、保守及び分析に関する業務	14. データベースシステムの企画、開発、販売、保守、ライセンスの供与及び分析に関する業務
8. 投資助言・代理業 9. 同業他社への投資その他の各種投資 10. 企業買収、合併、会社分割、株式交換・移転、営業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、経営指導、斡旋及びその仲介業務並びにそれらに関	16. 投資及び投資に関わるコンサルタント業       (16に統合)       (16に統合)

現行定款	変更案
するコンサルティング業務	
11~13 (条文省略)	11~13(現行どおり)
14. メディア事業の企画・制作・運営ならびにメディア事業に関連する情報処理・情報提供サービス         (分割)	2. インターネットを利用した情報通信サービス事業及び各種情報提供サービス業         3. インターネットのウェブ・コンテンツの企画及び制作
<u>15.</u> 前各号に附帯する一切の業務 (決議の方法)	17. 前各号に付帯 <u>または関連</u> する一切の業務 (決議の方法)
第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の 定めがある場合を除き、議決権を行使することがで きる株主の議決権の過半数をもって行う。
(員数)	(員数)
第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。	第32条 当会社の監査役は、6名以内とする。
(事業年度)	(事業年度)
第47条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌 年6月30日までとする。	第47条 当会社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から翌</u> 年12月31日までとする。
(剰余金の配当等)	(剰余金の配当等)
第48条 当会社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年</u>	第48条 当会社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年</u>
6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録	12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録
ある株主、登録株式質権者(以下「株主等」	ある株主、登録株式質権者(以下「株主等」
という。)に対して剰余金の配当を行う。 (中間配当)	という。)に対して剰余金の配当を行う。 (中間配当)
第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12月31日を基準日として中間配当をするこ とができる。	第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附則
	(事業年度変更に係る経過措置)
	1 第47条の規定にかかわらず、第20期の事業年度 は、2024年7月1日から2024年12月31日までと する。
	2 本附則は、第20期の事業年度終了後、これを削

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年9月27日 (予定) 定款変更の効力発生日

2024年9月27日 (予定)

除する。